

税務 UPDATE Vol.23

M&A におけるデューディリジェンス等費用の取得価額算入に係る初判決

2026年3月10日

弁護士 迫野 馨恵

弁護士 山口 亮子

目次

1. はじめに
2. 事案の概要
3. 本判決の概要
4. おわりに

1. はじめに

株式取得の方法による M&A 取引を行う場合、買い手企業においては、M&A 仲介業者に対する報酬、買収対象企業の法務・財務・税務面でのリスク等を調査するためのデューディリジェンス（以下「DD」といいます。）費用、弁護士に対する契約作成等の費用（以下「DD 等費用」といいます。）が生じることになります。

当該 DD 等費用の税務上の取扱いにつき、費用として損金処理できるのか、それとも有価証券の取得価額に加算して資産とすべきなのかが問題となります。

すなわち、税務上の取扱いについて、①法人税法上、販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除きます。）の額は損金の額に算入することとされている（法人税法 22 条 3 項 2 号）一方、②有価証券を購入した場合には、その取得価額について、購入の代価に購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額を取得価額とすることとされており（法人税法 61 条の 2 第 24 項、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号）、この場合には、損金算入はせず、取得価額に加算して資産とすることとなります。

DD 等費用について、上記①または②いずれの方法とすべきかについては、税務調査で問題となることが多く、企業が指摘を受けて多額の修正申告を行った旨の報道も見受けられますが、法令上明確な取扱いは示されていません。

この問題に関しては、これまで複数の判決が出されていたものの、裁判所の判断は示されていませんでしたが、2026年2月18日に東京地方裁判所が初めて司法判断（令和5年（行ウ）第120号。以下「本判決」といいます。）を示しましたので、今回は当該判決の内容についてご紹介いたします。

2. 事案の概要

本判決については、判決文が現時点で公表されていないため、詳細な事実関係については明らかではありませんが、原告X社は、買収対象企業の株式取得の方法によるM&A取引において、最終的に概要以下の報酬等を支払ったようです。

- A：M&A 仲介会社との提携仲介契約に基づく情報提供料
- B：M&A 仲介会社との提携仲介契約に基づく業務中間報酬
- C：法務調査等（契約審査業務を含む。）に対する弁護士報酬
- D：M&A 仲介会社との提携仲介契約に基づく成功報酬

X社は、AからDについて全て損金の額に算入して法人税等の確定申告をしましたが、課税庁はいずれについても「その有価証券の購入のために要した費用」に該当し、買収対象企業の株式の取得価額に加算すべきであるとして処分を行いました。

国税不服審判所は、AからDの全てについて、特定の有価証券の取得を目的として締結された業務委託契約に係る対価であり、特定の有価証券の購入に関する業務に対して支出された費用と認められるため、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとして、いずれも株式の取得価額に加算されると判断し、X社の請求を棄却しています（国税不服審判所令和4年10月5日付裁決）。

3. 本判決の概要

裁判所は、「その有価証券の購入のために要した費用」の意義について、①特定の有価証券の購入に向けられた費用であって、②当該費用が客観的に必要とされるものをいうと解釈しました。その上で、①については、有価証券が特定されていることその他、当該有価証券の「購入」に向けられた費用といえることが必要であって、特定の対象会社を買収するか否かや、買収するとしてもいかなるM&Aの手法によるかが決まっていな段階で、これらの点についての判断材料とするために行われた業務に係る費用については、特定の有価証券の「購入」に向けられた費用とはいえないとの考えを示し、他方、特定の有価証券を購入することにつき、相当程度の蓋然性がある状況下において、買収価格決定の参考とするために行われた業務に係る費用については、特定の有価証券の「購入」に向けられた費用ということができるとしました。

また、M&A取引が案件ごとの個別性が高く、DDの結果、実行を断念するなど不確実性があることを踏まえると、上記①及び②にあたるか否かを判断するにあたっては、支出の原因となる契約又は契約に基づく個々の業務の目的及び内容、取引に向けた一連の過程における当該契約ないし業務の位置づけ、これらの履行時点における株式購入の蓋然性の程度等の諸事情を踏まえて検討するのが相当であるとの判断枠組みを示しました。

そして、かかる判断にあたっては、客観的にみて、株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に当該株式の購入の不確実性が解消することを要すると解すべきであるとし、当該不確実性が解消したか否かにつき、会社の構成や意思決定の実情、株式購入の検討経緯等に

照らして実質的に判断すべきであり、必ずしも、法人の意思決定機関による株式購入に係る正式な意思決定までを要するものではないとしています。

裁判所は、上記の判断枠組みを前提に、上記 A（情報提供料）については、提携仲介契約において企業提携の方法が限定されておらず、提携仲介契約の締結後 5 日以内に支払うものとされていたこと、最終的な買収対象企業の他にもトップ面談等を行った企業があったことから、株式購入の蓋然性が高かったとは認められないとしました。

上記 B（業務中間報酬）については、基本合意の締結後に支払われるべきものであるところ、基本合意において最終契約の締結義務がないことが明示され、DD の結果を踏まえて買収対象企業の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたことから、株式購入の蓋然性が高かったとは認められないとしました。

上記 C（弁護士報酬）については、企業提携を行うか否か、企業提携を行うとしていかなる手法によるかについての判断材料とするための調査であったことから、株式購入の蓋然性が高かったとは認められないとしました。

他方、上記 D（成功報酬）については、最終契約が締結された場合に支払うものであり、特定の有価証券の購入に向けられた費用であり、購入に客観的に必要とされるものであるとしました。

以上のとおり、上記 A から C について、買収対象企業の株式の購入に向けられた費用であるとはいえないとして「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しないとして損金算入を認め、D について「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとして損金算入を認めませんでした。

そのため、裁判所は、国税不服審判所とは異なり、一部損金算入を認めたこととなります。

4. おわりに

過去の裁決例においては、特定の有価証券の取得を目的としてその取得に関連して支出した費用であると認められる場合には、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとして、買収先企業が特定されている場合には、株式の取得に係る取締役会決議等の意思決定の前後にかかわらず、有価証券の取得価額に加算されると判断されています（国税不服審判所令和 6 年 1 月 24 日付裁決）。

本判決においても、株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に株式の購入の不確実性が解消したか否かは、必ずしも、法人の意思決定機関による正式な意思決定までを要するものではないとしており、意思決定の前後で判断しないことを明らかにしているといえます。

もっとも、本判決の規範によると、株式購入の蓋然性の程度について、支出された費用の内容や会社の検討状況を踏まえ、個別の実質的な判断が必要とされることになるところ、基準が不明確になる可能性があると考えられます。

前述のとおり、この問題については従前より税務調査等で問題となることが多くありましたが、本判決は国から控訴されており、引き続き控訴審での判断が待たれます。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。